

天理市下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 13 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第29号

天理市下水道事業会計規則の一部を改正する規則

天理市下水道事業会計規則（令和 7 年 3 月天理市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第30条から第32条までを次のように改める。

（口座振替のできる金融機関）

第30条 口座振替の方法により支出をすることができる金融機関は、出納取扱金融機関のほか、出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関とする。

（口座振替の手続）

第31条 企業出納員は、口座振替の方法により支出しようとする場合は、支払準備資金口座の残高の範囲内で、出納取扱金融機関に振替先金融機関、振替先預金口座、振替金額及び振替目的を通知して行わなければならない。

第32条 削除

第33条第 1 項中「の支出若しくは小切手の振出し」を削る。

第34条を次のように改める。

第34条 削除

附 則

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。